

令和7年度沼津市ケアプラン点検支援業務委託 公募仕様書

本仕様書は、「令和7年度沼津市ケアプラン点検支援業務委託（以下「本業務」という。）」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務委託名

令和7年度沼津市ケアプラン点検支援業務委託

2 目的

本業務は、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ、利用者の「尊厳の保持」や「自立支援」に資するものであるか、介護支援専門員（以下、ケアマネジャー）と市、点検者がともに検証し、ケアマネジャーと市職員の意識や資質の向上を図るとともに、介護保険制度の信頼性を高め、介護給付の適正化を図ることを目的とする。

3 業務内容

- (1) 当市の被保険者のケアプランを担当するケアマネジャーに対し、事前にケアプラン点検の意義や実施内容、その効果等について理解を促す研修を開催すること。
- (2) ケアプラン点検対象抽出の相談助言を実施すること。
- (3) 対象として抽出されたケアプランについて点検を実施すること。

ア 点検時間：1件当たり90分以上

イ 点検件数：年間12件以上

ウ 点検形態：対面方式（点検場所は市庁舎、近隣会議室を予定し沼津市が確保する）

エ 厚生労働省の「ケアプラン点検支援マニュアル」の内容や沼津市の意向に沿って実施すること。

- (4) ケアプラン点検の結果を通知すること。
- (5) 必要に応じてケアプラン点検結果に基づくケアプラン変更を再点検すること。
- (6) ケアプラン点検結果の傾向分析の実施とケアマネジャーへの報告会を開催すること。
- (7) 気づき等を確認するアンケートを実施すること。
- (8) その他

ア 本業務実施に必要となるスケジュールの立案、進捗管理をすること。

イ 本業務実施に伴うケアマネジャーへの通知、提出書類の受付、その他必要な連絡調整をすること。

ウ (1)～(7)の業務を円滑、かつ効果的に実施するための企画を提案し、仕組みを構築すること。

4 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

5 実施体制

- (1) 受託者は、本業務が円滑に遂行できるよう、誠意をもって業務に臨むこと。
- (2) 本業務に関わる全ての者は、事業の趣旨を理解のうえ、従事の心構え、介護保険ならびにケアプラン作成に関する知識の習得等、業務遂行上必要な自己研鑽を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務を遂行するのに必要な資材等を予算の範囲内で調達すること。
- (4) 受託者は、本業務実施前後に打合せ等を実施し、随時情報共有を行うこと。
- (5) 受託者は、本業務実施に関わる個人情報の取り扱いについて、盗難、紛失、漏洩等の防止並びに適切な管理について必要な措置を講じること。

6 成果品等

受託者は、本業務がすべて終了したのちに本業務完了報告書を提出すること。なお、報告書には、点検者がケアマネジャーに伝えた助言内容、点検後の傾向分析結果、今後必要な対策等が記載されていること。提出は紙媒体1部およびデーター式とする。

7 業務実施上の注意点

(1) 委託業務の再委託

本業務は、高度な専門的知識や幅広い見識を持ち合わせる業者に委託することから、第三者への委託をすることは不可とする。

(2) 業務に必要な費用の明確化

本業務は、主に専門的作業の人件費が多くを占めることから、算出根拠が明確な見積書を作成すること。

(3) 業務遂行上のトラブル

業務の遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、受託者は委託者と連携のうえ、速やかに解決を図る。

8 疑義

本仕様書に関して疑義の生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、全て委託者と受託者の協議のうえ、これを解決するものとする。